

令和4年度 償却資産申告について

市内に事業用資産を所有している法人または個人事業者は、毎年1月1日現在の償却資産所有状況を市長に申告することが義務づけられています。

令和4年1月1日現在で、市内に所有しているすべての資産を申告してください。

申告が必要な人＝○令和4年1月1日現在、市内で事業をしている法人または個人

○令和4年1月1日現在、市内の事業者に事業用資産を貸し付けている法人または個人

提出期限＝令和4年1月31日(月)

提出方法＝郵送または直接、税務課(窓口107)へ

eLTAXでも提出できます

※申告用紙・申告の手引き・制度詳細等は市のホームページからダウンロード、確認できます。

https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/zeikin/koteishisankazei/5991.html



●固定資産税(償却資産)について

申告義務者＝地方税法第383条の規定により、1月1日現在における償却資産の所有者は申告義務があります

免税点＝課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、150万円未満であっても申告は必要です

税額＝課税標準額に税率(1.4%)を乗じた額です

申告調査について＝未申告の場合や申告内容の確認のために地方税法第353条および第408条に基づいて申告義務者に問い合わせや資料提供の依頼を行っています

申告調査について、ご理解・ご協力をお願いします

問合せ＝税務課 固定資産税第2係(内線284・285)



年末火災予防運動実施

年末の繁忙期を迎え火気器具等を使用する機会が増加します。市民のみなさんに火災のない明るいお正月を迎えていただくために12月1日(水)から31日(金)までの間、年末火災予防運動を実施します。

つい忙しさで火の元がおそろそかになりがちです。お出かけ前には、戸締りと火の元の点検を行いましょう。また、お休み前には、もう一度火の元を確認しましょう。

大和郡山消防署では年末火災予防運動による管内広報、店舗における防火査察、また12月17日(金)13時30分から16時までアピタ郡山店にて大和郡山消防署長による特別査察及び街頭キャンペーンを実施します。

問合せ＝奈良県広域消防組合 大和郡山消防署 予防課(☎59-1289)

健康長寿のための健康づくり講座(無料・要予約)

みんなで口腔に関する知識をつけて、コロナに負けない体づくりを身に付けましょう。

日時＝令和4年1月28日(金)14時～16時

場所＝片桐地区公民館 研修室

対象・定員＝概ね65歳以上の市民18人(完全予約制)

内容＝お口の健康講座と高齢者のお口の中を再現したマネキン「マナボット」を使用した口腔ケアの方法

※参加される人は必ずご自宅で体温測定をお願いします。発熱などの風邪症状のある人はご遠慮ください。

申込・問合せ＝第二地域包括支援センター(☎55-7011)